

平成30年度事業計画書

第1 民営職業紹介事業業界を取り巻く環境

民営職業紹介事業の背景となる一般労働市場は、平成21年から続いている求人増加、求職者の減少傾向がさらに進みつつあり、雇用情勢は改善傾向が続いています。平成29年の有効求人数は、前年に比べ6.6%増加、有効求職者は3.9%減少し、有効求人倍率は1.50倍となりました。これは、前年の1.36倍を0.14ポイント上回り、リーマンショックにより平成21年に0.47倍に急落してから後、8年連続で上昇し、昭和48年の高度経済成長期に記録した1.76倍以来約45年ぶりの高水準となっています。また、平成29年の新規求人に対する充足率は、15.2%となっており、平成21年の31.9%以降低下が続いています。さらに、平成29年12月の都道府県別有効求人倍率（受理地別）は、平成28年10月以降各都道府県とも1倍を超え、最高の東京都は2.15倍、最低の沖縄県でも1.15倍となっています。

また、平成29年の完全失業率は、2.8%となり、前年の3.1%から0.3ポイント低下しました。平成21年及び22年の5.1%から7年連続で低下し、平成5年の2.5%以来の低さとなっています。

さらに、政府が閣議決定した「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、「雇用環境の改善が続く中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は増加する（対前年度比0.7%程度の増）。完全失業率はやや低下する（2.7%程度）」と予測されています。

こうしたことから、近年、民営職業紹介事業業界では、求職者の確保にさまざまな努力を傾注せざるを得ない状況が続いていますが、平成30年度も女性、高齢者をはじめとして求職者の確保が引き続き課題になると見込まれています。

一方、行政の動きをみると、昨年3月に成立した改正職業安定法が30年1月から一部を除きほとんどの内容が施行され、民営職業紹介事業者としては、その内容を踏まえた運営が求められることとなります。また、平成25年4月に改正労働契約法が施行され、いわゆる「無期転換ルール」が5年を経過する本年4月以降適用されることになり、民営職業紹介事業業界も少なからず影響があり、適切な対応が求められます。さらに、政府は、「働き方改革実行計画」に基づき、通常国会に「長時間労働の是正」、「同一労働同一賃金」等を内容とするいわゆる「働き方改革関連法案」を上程、審議しており、民営職業紹介事業に関わる情報を把握するとともに、行政機関に対し必要な要望の提出、事業運営への的確な対応を準備していく必要があります。

第2 民営職業紹介事業の健全な発展・向上に努力（基本方針）

上記1を踏まえつつ、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）は、すべての民営職業紹介事業者を対象とした全国唯一の団体として、民営職業紹介事業特に会員事業者の健全な発展のために努力し、ひいては労働力の需給調整、労働者の雇用の安定等に寄与していきます。

具体的には、次のことを基本に役職員一丸となって、努めてまいります。

第一に、公益目的事業を的確に運営し、公益の増進を図り、民営職業紹介事業の活性化に貢献します。

第二に、会員事業者等のニーズを把握し、事業推進に役立つ講習の実施や事業に役立つ情報を迅速、正確に提供するように努めます。

第三に、行政機関等の動きを的確に把握し、会員事業者等へ情報提供するとともに、会員事業者等の意見、要望をまとめ、適宜、厚生労働省等行政機関に進達するよう努めます。

第四に、引き続き、会員事業者をはじめとする民営職業紹介事業者に対し、業務運営に関する相談、助言に努め、また、その内容をさまざまな機会に提供し、事業運営の適正化に資するよう努めます。

第五に、上記の事業を的確に推進していくことを通して、民営職業紹介事業者の民紹協への理解を深め、また、入会の働きかけによって、民紹協への加入を促進していきます。

なお、本年度から内閣府の承認を得て、公益事業区分の構成を改めたことから、事業計画における記述もその構成に沿ってまとめております。

第3 民営職業紹介高度・健全化推進事業（公益目的事業）

—民営職業紹介事業の運営の改善向上等を図るための事業を行うことにより、その健全な発展を図り、もって労働力の需要供給の適正な調整及び労働者の雇用の安定その他福祉の増進に寄与する事業—

1 民営職業紹介従事者の人材育成推進事業の推進

昨年度に引き続き「民営職業紹介従事者の人材育成推進事業」を厚生労働省から受託します。民営職業紹介事業所における職業紹介業務のさらなる質の向上を目指すため、職業紹介業務従事者向けの講習テキストの修正、同テキストを活用した従事者講習会の試行的な開催、また、職業紹介責任者講習の理解度確認試験問題の作成等を検討委員会の設置等を通して行います。

2 職業紹介優良事業者推奨事業の推進

昨年度に引き続き「職業紹介優良事業者推奨事業」を厚生労働省から受託しま

す。平成25年度に本事業を受託して以来、職業紹介優良事業者認定制度運営要領、認定審査マニュアル、自主点検表等本事業の根幹となる要領等が決定されてきたことを踏まえ、本年度は、委員会の設置・運営、要領等の必要に応じた改訂、審査認定機関の募集及び指定、本制度説明会の開催及び周知・普及促進、委員会の開催による優良事業者の認証等を行います。

3 職業紹介責任者講習の開催

近年、職業紹介責任者講習の受講者数は、新規開業事業者の増加、関係職業紹介事業者団体及び会員事業者の理解・協力、事業者への周知の努力、利便性向上のための講習回数の確保によって、平成24年度から連続して増加傾向にあります。特に、本年1月から、厚生労働省によって職業紹介責任者講習の枠組み、講習内容が変更されたことに伴い、直前の昨年10～12月には受講者が急増しました。

本年度も、開催日数はおおむね前年度並みとし、78日(回)開催し、広く職業紹介事業者の利便に供するものとします。

なお、本年1月から実施している理解度確認試験は、平成31年度から本格実施される見込みであることから、試行期間である本年度中に、来年度に向けた実施態勢、課題の整理及び対応策の検討を進めていきます。また、職業紹介責任者講習実施団体・企業の増加を踏まえ、なお一層の受講者に役立つ講習の実施と開催経費の節減に引き続き努めます。

さらに、上記の他に、職業別職業紹介事業者団体等からの要望を前提として、随時、共同により職業紹介責任者講習を開催します。

4 職業紹介事業者ブロック交流会の開催

都道府県労働局と連携して職業紹介事業を進めていく上で参考となる講演会とともに、事業者間及び民紹協との交流を目的とし、会員及び非会員職業紹介事業者を対象とした職業紹介事業者ブロック交流会を引き続き開催します。

ブロック交流会は、全国を6地域(北海道ブロック(札幌市)、東北ブロック(仙台市)、関東・甲信越ブロック(東京都)、東海ブロック(名古屋市)、西日本ブロック(大阪市)、九州・山口・沖縄ブロック(福岡市))に分けて合計6回開催します。

なお、開催にあたっては、職業別職業紹介事業者団体の協力を仰ぎながら実施するように努めます。

5 職業紹介士資格認定事業の実施

職業紹介事業の専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得で

きる学習プログラムの提供を目的として、職業紹介士資格認定事業を昨年度同様、30年2月に受験の募集を開始し、5月から3か月間かけて通信教育、9月に3日間集合教育を行うこととし、定員50名で実施します。

また、「フォローアップ研修」を実施し、これまで資格認定を受けた職業紹介士に対し、最近の職業紹介事業を取り巻く諸事情についての情報提供及び交流の機会を提供します。

6 職業紹介事業実践セミナー等の開催

時宜に応じたテーマを設定し、職業紹介事業従事者の実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として職業紹介事業実践セミナーを8回（前年度7回）開催します。

また、個別の職業紹介事業所及び団体等から求めがあった場合には、職業紹介事業制度への理解、コンプライアンス意識の向上、求職者等への相談対応や必要なスキルの向上、事業運営上の課題に関する具体的事例等を取り入れた研修を実施します。

7 職業紹介事業者等に対する相談・支援等の実施

会員職業紹介事業者をはじめとする職業紹介事業者、求人者、求職者等からの職業紹介事業に関する質問・相談について、専門知識と長い経験を有する職業紹介事業アドバイザーが助言・支援等を行います。

また、主な相談内容は、相談事例としてまとめ、機関誌「ひと」への掲載、各種講習会等で紹介し、職業紹介事業者等の利便に供します。

8 図書・マニュアル等の刊行

職業紹介事業者、職業紹介責任者等を対象にして、適正かつ円滑な職業紹介事業を実施するために、上記3の職業紹介責任者講習等講習・セミナーに使用する教科書・資料、上記7の相談・支援を通じてまとめた資料等を内容とする各種図書、マニュアル等を刊行します。

9 民紹協ホームページの改修

民紹協ホームページをより見やすく、必要な情報が検索しやすいものとなるよう検討を進め、引き続き、適宜、改修を行います。

10 セキュリティー対策をはじめ民紹協システムの充実・改修

これまでも民紹協が把握する個人情報のセキュリティー対策には、細心の注意を払ってきたところですが、職業紹介責任者講習受講者情報をはじめ個人情

報を多数管理、保管していることから、さらに必要な対策を検討し、随時実施していきます。

また、利用者の利便、事業内容の充実、事務の効率化の観点から必要なシステムの改修については、随時検討し、実施していきます。

11 「第2回ひととしごと 写真募集」の実施

広く働くことの意義を伝え、一般に民営職業紹介事業の周知を図るため、「第2回 ひととしごと写真募集」を実施します。入賞作品については、機関誌「ひと」の表紙写真に活用する他、写真誌を作成し、インターネット等により広く公開します。

12 民営職業紹介事業者に対する調査の実施

会員事業者をはじめ民営職業紹介事業者の事業の改善向上に資する調査を必要に応じ企画し、実施します。

13 民営職業紹介事業広報誌の企画・検討

民営職業紹介事業が公的機関とともに我が国の労働力需給調整機能を担っていくためには、求人事業者及び求職者に民営職業紹介事業所の活動状況、事業内容等の周知を図っていく必要があります。このため、これまで会員事業者向けに企画・編集・発行してきた機関誌「ひと」を求人事業者及び求職者の他、地方公共団体を含む行政機関等広く関係者の理解の促進につながるよう、編集内容、送付先のあり方について検討していきます。

14 民紹協主催各種講習・セミナーの再構成についての検討

昨年の職業安定法改正においては、職業紹介事業の機能強化の一環として職業紹介責任者の従業者に対する教育の責務が追加されました。これに伴い、民紹協は、昨年度、厚生労働省から事業を受託し、「従事者講習テキスト」の作成、「従事者講習会」の試行を行ない、本年度も前記1のとおり事業を継続します。さらに、「職業紹介責任者講習」は、厚生労働省によって、受講者の枠組みや講義内容の一部が見直されています。こうしたことを踏まえ、法定講習である「職業紹介責任者講習」を軸にして、各講習・セミナーの内容を会員事業者の方々のニーズに合わせ、再構成に向けた検討を行っていきます。

15 「人材サービス総合サイト」への情報提供等事務代行・支援の実施

職業安定法の改正を契機に職業紹介事業者等に「人材サービス総合サイト」への情報提供等が義務化されましたが、インターネット環境の整っていない職業

紹介事業者に対する民紹協の必要な事務代行・支援については、職業紹介事業者等に周知を図りつつ、申込みのあった事業者についての的確な代行・支援を行います。

第4 その他の事業

1 事業者の会員への加入促進

民紹協が、民営職業紹介事業の運営の改善向上に向けた各事業を行うことを通し、労働市場における民営職業紹介事業の存在感を高め、職業紹介事業者の地位向上を図り、社会に貢献していくためには、民紹協を支える会員の存在が重要です。引き続き、あらゆる機会をとらえて職業紹介事業者の民紹協への会員入会促進活動を行います。

特に、職業紹介事業者ブロック交流会参加非会員事業者、新規職業紹介許可事業者、職業別職業紹介事業者団体会員事業者のうち民紹協非会員事業者等への働きかけを強化していきます。

2 会員事業者向け表彰事業の実施

民営職業紹介事業の運営に関して模範となる事業者を対象とする叙勲、事業者、職業紹介責任者及び従事者を対象として表彰される厚生労働大臣及び職業安定局長表彰、事業者及び求職者を対象とする民紹協会長表彰の表彰事業の事務を昨年度に引き続き実施します。

3 機関誌「ひと」の刊行

機関誌「ひと」を各職業紹介事業者団体、会員職業紹介事業者等の協力を得ながら隔月ごとに刊行します。

4 会員職業紹介事業者向け情報提供の強化

会員職業紹介事業者のうちインターネット環境を保有している事業者の民紹協事務局へのメールアドレス登録を促進します。その上で、メールアドレス登録会員に対しては、職業紹介事業の運営に重要な情報を迅速に送信します。

併せて、会員事業者に対しては、郵送、FAX、民紹協ホームページへの情報登録によって、できるだけ早く、そして分かりやすい情報の提供に努めます。

さらに、重要な情報が公開された場合は、別途、印刷物にして送付します。

5 民紹協ホームページのうち会員専用ページの充実

民紹協ホームページのうち昨年度新たに設けた会員専用ページの情報内容に

ついて、「職業紹介事業Q&A」や「各種様式例集」の充実をさらに図ります。

6 会員職業紹介事業者に対する相談・支援等の実施

職業紹介事業者等に対する相談・支援については、上記第3の7のとおり実施することとしていますが、このうち、会員紹介事業者からの質問・相談等については、別途設置する無料電話を活用していただく等の便宜を図ります。

7 職業別職業紹介事業者団体との連携の強化

民紹協の各事業について職業別職業紹介事業者団体と共同して行うことができるよう、連携を強化していきます。

また、従来から民紹協と各職業別職業紹介事業者団体との情報交換、行政機関への要望事項等の整理等のため、職業紹介事業者団体事務局長会議を開催していますが、その運営にあたっては各団体との連携の強化につながるよう努力していきます。

8 新春講演会及び賀詞交歓会の開催

職業紹介事業を進めていく上で参考となるテーマを設定した講演会、会員事業者間並びに民紹協及び関係行政機関・各種団体間の交流を目的として、会員事業者を対象として新春講演会・賀詞交歓会を東京及び大阪において開催します。

9 行政機関に対する意見・要望の提出

各職業紹介事業者団体及び事業者の意見をまとめ、必要に応じ、厚生労働省等行政機関に対し、意見・要望を提出していきます。

10 他人材ビジネス団体との交流の推進

他の人材ビジネス団体との定期的な情報交換会議の開催をはじめ、適宜、連絡を取り、交流を進めます。